

農地の貸し借り おまかせください!

～農地中間管理事業のご紹介～

県知事指定の公的機関
だから安心じゃ!



平成26年度から、農地の貸し借りの新しい仕組みが始まりました。

農地中間管理機構へ農地を貸付けた地域や農家の皆さんには「**機構集積協力金**」の交付も受けられます。ぜひこの機会に、農地中間管理事業を活用してください。

本庁及び各総合支所に「**中間管理事業推進員**」を配置しておりますので、困ったことや分からないことなど、お気軽にご相談ください。

■ 農地の貸し借りの方法



【農地を貸したい方】

- ① まずは地域の農業委員の方や、市役所農林水産課又は各総合支所産業建設課へご相談ください。
- ② 窓口に備え付けの申込書に必要事項を記入し、お申し込みください。
※ 貸し出せる農地は、**農業振興地域の区域内**に限ります。
- ③ 借受者とのマッチングを経て、賃貸借契約が始まります。

- 一定の要件を満たすと、機構集積協力金が交付されます。
- 賃借料は、機構から決まった時期に確実に入金しますので安心です。

【農地を借りたい方】

- ① 市役所農林水産課又は各総合支所産業建設課、農業委員会へご相談ください。
- ② 窓口に備え付けの申込書に必要事項を記入し、お申し込みください。
※ 機構から農地を借りるためには、**機構の公募に応募することが必須**となります。
- ③ 所有者とのマッチングを経て、賃貸借契約が始まります。

- 複数の所有者から借りた場合でも、賃借料の支払いは機構がまとめて行います。
- 賃借料の支払いは口座振替ですので、時間も費用もかかりません。

～ 各申請様式は機構のホームページからもダウンロードできます。～

